

## 風水害、地震等の非常変災時の対応等について

1. 午前7時の時点で、大阪市に「暴風警報」または「特別警報」が発令されている時は、臨時休業になります。  
また、地震に係る「警戒宣言」が発表されているときも、臨時休業になります。
2. 午前7時の時点で、JR大阪環状線と大阪市営地下鉄（ニュートラムも含む）の双方が全面運休している場合、臨時休業になります。

※午前7時の時点で発令されている「暴風警報」、「特別警報」や「警戒宣言」がその後解除されても、臨時休業にかわりはありません。

※生徒の登校後に「暴風警報」、「特別警報」や「警戒宣言」が発令されたり、危険が予想される事態になった場合には、状況をみて授業を切りあげて臨時に集団下校をするなどの緊急措置をとることがあります。

※臨時休業や早く下校した場合には、ご家庭において安全な生活ができますよう、普段からお話し下さい。よろしくお願ひします。